



労働者からの申出制度について

広島県では、県が締結した委託・役務業務において従事する労働者の方から労働関係法令違反等に関する申出を受け付けています。

《申出者》

- 県が締結する全ての委託・役務業務契約に直接従事する労働者
(再委託先の者も含まれます。)

《申出対象》

次の事項について県に申し出ることができます。

(※申出時点が履行期間中である委託・役務業務契約で、申出者本人に係るものに限ります。)

- 賃金について、最低賃金額以上の支払いがなされていない
- 健康保険について、加入手続き等がなされていない
- 厚生年金保険について、加入手続き等がなされていない
- 雇用保険について、加入手続き等がなされていない
- 労働保険について、加入手続き等がなされていない



《申出方法》

- 申出者本人が、所定の書面（申出書）により契約・調達管理課に提出してください。（申出書の様式については、下記のHPからダウンロードしてください。）

《対応手順》

- 申出書の内容を確認の後、事業者の調査に入る場合は、調査の結果等についてお知らせします。
- ※ 申出者の情報は、事業者には非公表としますので、県に対して申出を行ったことは事業者にはわかりません。

申出先・お問い合わせ先

広島県 会計管理部 契約・調達管理課 契約管理グループ

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

TEL 082-513-2315 FAX 082-228-5392

Mail kaikanri@pref.hiroshima.lg.jp

HP <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>

一般労働相談窓口

広島県労働相談コーナーひろしま

県庁東館 3階
(広島市中区基町 10-52)
TEL 0120-570-207

広島県労働相談コーナーふくやま

県福山庁舎第3庁舎 4階
(福山市三吉町一丁目 1-1)
TEL 0120-570-237

受付時間 月～金曜日 9～12時、13～16時

※祝日と年末年始(12月29日～1月3日)はお休みです。

電話相談も可能